

令和 7 年度 障害者を対象とする品川区会計年度任用職員募集

令和 7 年 1 1 月 1 0 日
品 川 区

この採用選考は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職、採用予定数、主な職務内容、受験資格

採用する職	事務補助Ⅱ
採用予定数	10 名程度
主な職務内容	一般行政事務の職務のうち軽易な作業等の補助的な職務 《業務内容の具体例》 ・書類の整理、丁合作業、封入、印刷、郵送準備 ・データ入力、資料の PDF 化などの PC を用いた作業 ・シール貼り、文書配布、会場設営など
受験資格	日本国籍および職務の遂行に必要な知識と能力を有し、次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 (3) 児童相談所等により知的障害者であると判定された者 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 《受験資格についての注意事項》 ・申込みから採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。その際に上記 (1) から (4) のいずれかに該当していることが確認できない場合は、選考を受験することができないほか、最終合格後であっても採用されません。 ・療育手帳の名称は、交付している地方公共団体により異なる場合があります。手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体で確認してください。 例：東京都の場合「愛の手帳（東京都療育手帳）」

2. 採用予定時期 令和 8 年 4 月 1 日以降

3. 任 期 令和 8 年 4 月 1 日以降の採用日から令和 9 年 3 月 31 日までの間

4. 申込方法および受付期間

申込方法	受付期間
オンライン 申込	令和7年11月10日（月）～令和7年12月12日（金） 品川区職員採用案内 HP（https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top）より申し込みが可能です。HP内の「会計年度任用職員/障害雇用」求人記事の「エントリー」から氏名、住所、メールアドレスなど登録してください。登録後に、登録完了を知らせるメールが自動送信されます。  【品川区職員採用案内HP QRコード】 ☞こちらからアクセスできます。 スマートフォン、携帯電話、パソコンより登録可能 ※ 選考中の通知等は原則としてメールにて行います。 迷惑メール対策等により受信メールを制限されている方は（shinagawa@mail.axol.jp）より受信ができるよう設定してください。なお、掲載しているメールアドレスは送信専用のため受信はできません。
郵送・持込 申込	令和7年11月10日（月）～令和7年12月12日（金）【必着】 【郵送】〒140-8715 品川区広町2-1-36 【持込】品川区役所本庁舎5階 区長室人事課窓口 午前8時30分～午後5時00分 ※ 土・日曜日及び祝日を除く。 ※ 所定の申込書に必要事項を記入後、品川区区長室人事課人事係まで郵送・お持ちください。

5. 選考方法・選考日程

（1）第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和8年1月上旬（予定） ※ 合否に関わらず、受験者全員にメールまたは郵送で通知します。 ※ 第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。

（2）第二次選考（第一次選考合格者対象）

選考日	令和8年1月下旬から2月中旬（予定）
選考方法	ヒアリング、実技（封入作業、PC入力作業など）、面接
最終合格発表	令和8年3月上旬（予定） ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員にメールまたは郵送で通知します。 ※ 面接を欠席した場合、辞退とみなし特に通知はありません。

6. 選考会場

品川区役所（品川区広町2-1-36）

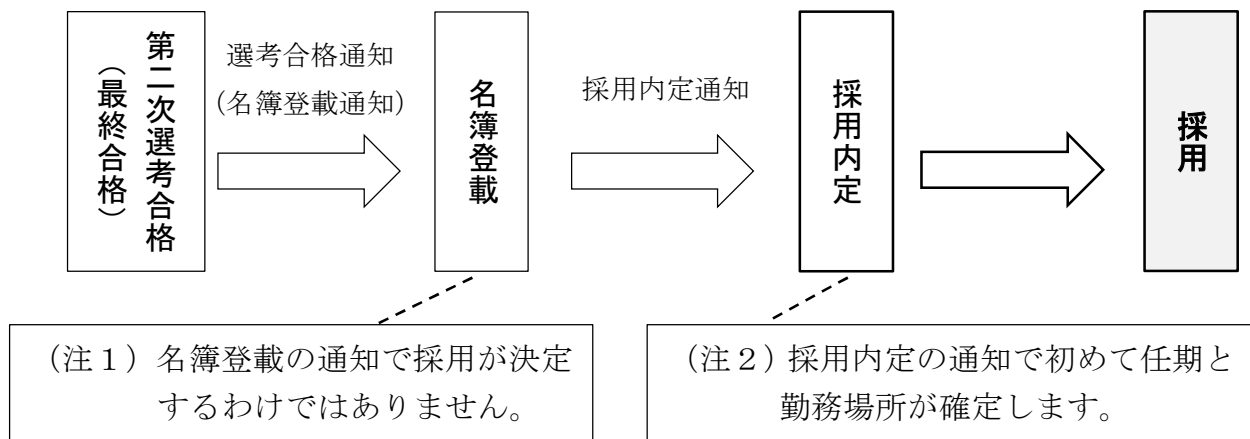
（JR 京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分）

7. 合格者の取扱い

選考合格後、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。

なお、名簿登載期間は、登載日から令和9年3月31日までです。

〈合格から採用までの流れ〉



8. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取り消します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

9. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。

なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

10. 勤務条件等 ※ 令和7年4月1日現在

(1) 勤務日数・勤務時間数

6時間勤務の場合：午前9時30分～午後4時30分（休憩時間1時間含む）

3時間勤務の場合：午前9時00分～午後4時30分のうち3時間

1週間当たりの勤務日数	1日の勤務時間数	1週間当たりの勤務時間
5日	6時間	30時間
4日	6時間	24時間
4日	3時間	12時間

※ 勤務日数は申込書で希望の日数が選択（複数選択可）できます。

※ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※ 公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じる場合があります。

(2) 勤務場所

品川区役所（人事課業務支援室（集約型障害者採用職員就労場所））
品川区役所内の各部署

(3) 報酬

時間額：1,341円（地域手当相当報酬含む）

勤務形態に応じて、その他、期末手当、勤勉手当、通勤手当および超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき、一定の要件を満たす場合に支給されます。
規定の改正等により、額が変更となる場合がございます。

(4) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(5) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都共済組合員（医療保険）、厚生年金保険および雇用保険に加入します。

また、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

(6) 支援体制

定期的に福祉専門員等による業務支援を受けられる体制を整えています。

1 1. 郵送・持参・問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所区長室人事課人事係（本庁舎5階）

電話：03-5742-6628（直通） F A X：03-5742-6872

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。
ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

《参考》 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。